

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	介護給付費、訓練等給付費の支給決定の取消し	
根拠法令・条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 第25条	
所 管 課	各区保健福祉総合福祉センター 地域福祉課 各区保健センター（美原区は地域福祉課のみで所管）	
処 分 基 準 (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> ・設 定 ・設定できない ・基準を公開できない </div> <ol style="list-style-type: none"> 1. 支給決定に係る障害者（児）が、指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスを受ける必要がなくなったと認められるとき 2. 支給決定障害者（児）が、支給決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき 3. 支給決定に係る障害者等又は障害児の保護者が、正当な理由なしに支給要否決定を行うための調査に応じないとき 4. 支給決定の申請又は支給決定の変更の申請の際に、虚偽の申請をしたとき 	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> ・聴 聞 ・弁 明 </div>
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	ただし、行政手続法第13条第2項第4号に規定する「納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。」に該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	